

始



特253

796

昭和謝恩會善行錄

第七集

財團法人 昭和謝恩會

特253  
796

(1)

## 昭和謝恩會善行錄第七集 目 次

|        |                          |        |
|--------|--------------------------|--------|
| 修模孝模模  | 我が建國の歴史                  | 加      |
| 範範範    | 國休明徵                     | 加      |
| 公公公    | 我が帝國憲法                   | 加      |
| 養民子    | 大楠公六百年祭                  | 加      |
| 養民年    | 明治三十七年開港三十周年記念           | 加      |
| 前成尾戸川三 | 當地方の農業は幼稚で進歩は他地方よりも後れてゐる | 加      |
| 田田崎沼上  | 加                        | 加      |
| 石慶     | 藤藤藤藤                     | 藤藤藤藤藤藤 |
| 太勇リ敬辰  | 源源源源                     | 源源源源   |
| 郎殿作殿   | 三三三三                     | 三三三三   |
| セ殿造殿   | 二二二二                     | 二二二二   |
| 郎殿     | 一〇一〇                     | 一〇一〇   |
| 八七     | 一一一                      | 一一一    |



|         |      |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 模       | 模    | 青 | 青 | 模 | 模 | 節  | 篤 | 節 | 篤 | 模 | 模 | 模 | 青 | 模 | 節 |
| 範       | 範    | 年 | 年 | 範 | 範 | 範  | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 年 | 範 | 範 |
| 儲       | 儲    | 篤 | 篤 | 農 | 農 | 農  | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 青 | 青 | 青 |
| 人       | 人    | 青 | 青 | 農 | 農 | 農  | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 公 | 公 | 公 |
| 第九回臨時發表 | 獎勵之部 | 家 | 家 | 家 | 家 | 家  | 家 | 家 | 家 | 家 | 家 | 家 | 家 | 家 | 家 |
| 中       | 櫻    | 木 | 岩 | 長 | 神 | 柿  | 久 | 坂 | 橫 | 松 | 田 | 阿 | 其 | 相 | 船 |
| 野       | 田    | 保 | 木 | 山 | 谷 | 中部 | 馬 | 越 | 西 | 藤 | 田 | 藤 | 田 | 藤 | 田 |
| 渡       | 村    | 長 | 崎 | 田 | 長 | 與  | 周 | 圓 | 一 | 太 | 次 | 敏 | 慶 | サ | 近 |
| 吉       | 淵    | 太 | 宇 | 田 | 太 | 之  | 太 | 長 | 次 | 太 | 次 | サ | 三 | 之 | 成 |
| 司       | 助    | 金 | 儀 | 助 | 助 | 助  | 助 | 助 | 助 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 藤 |
| 殿       | 殿    | 貞 | 之 | 殿 | 殿 | 殿  | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 古 |
| 五       | 〇    | 五 | 〇 | 四 | 六 | 四  | 七 | 四 | 八 | 四 | 九 | 四 | 六 | 三 | 平 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 模 | 模 | 真 | 賢 | 模 | 篤 | 善 | 善 | 模 | 模 | 模 | 模 | 模 | 模 | 模 | 模 | 模 |
| 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 | 範 |
| 處 | 處 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 | 農 |
| 女 | 女 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 | 公 |
| 子 | 子 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 獎 | 獎 | 勵 | 勵 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 | 彰 |
| 富 | 富 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 | 谷 |
| 野 | 野 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 | 藤 |
| 藤 | 藤 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 | 川 |
| 嘉 | 茂 | 廣 | 廣 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 清 | 廣 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 一 | サ | キ | サ | キ | サ | キ | サ | キ | サ | キ | サ | キ | サ | キ | サ | キ |
| 太 | 太 | 三 | 三 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 | 之 |
| 太 | 太 | 六 | 六 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 | 次 |
| 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 |
| 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 |
| 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 | 吉 |
| 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 | 郎 |
| 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 |
| 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 | 會 |
| 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 | 殿 |
| 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 | 靜 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |



模範備人

佐々木萬吉殿 五一

## 附錄

|               |    |
|---------------|----|
| 財團法人昭和謝恩會寄附行爲 | 五二 |
| 同 細則          | 五三 |
| 本會役員          | 五六 |
|               |    |

### 我が建國の歴史

(古事記、日本書紀等に據る)

天地の始まりに宇宙主宰の神にして、天地創成の神なる天之御中主神。次に萬物生成の神なる、高皇產靈神。神皇產靈神いませり。之を造化の三神といふ。

次に國常立尊いませり。尊より五代を歴て、伊弉諾尊。伊弉冉尊いませり。此の二尊共に計りて、大八洲國及多くの島々を生み、更に多くの神々を生みて、國土を經營したまひ、共に議して、天下の主たる者を生まんと、大日婆貴尊を生みたまへり。

皇祖天照大神。皇子天忍穗耳尊と、高天原にいまし、皇孫瓊々杵尊をして、大八洲國に君臨せしめんと思召し、三種の神器を賜ひ、又五部の神を配侍せしめ、勅してのたまはく、豊葦原の瑞穂の國は吾か子孫の王たるべき地なり寶祚の隆えませんこと天壤と窮無かるへしと。瓊々杵尊勅を承けて、筑紫の日向の高千穂の峰に降臨したまふ。尊及皇子彦火出見尊。皇孫鷦鷯草芽不合尊は、日向の國に都したまへり。

神日本磐余彥尊は、鷦鷯草芽不合尊の皇子にして、中つ國を平定して皇位に即かせたまふ。後に諡して神武天皇と申し奉る。皇祖瓊々杵尊此の國に降臨したまひしより、百七十九萬二千七百餘年なりと言ひ傳へらる。神武天皇以前を神代といふ。我が國は諸冉二尊の生みたまひし國土を、二尊が天下の王たる者を生まんと思召して生みたまひし御子が治らすたまひ、八百萬の神達、即ち當時の全國民は二尊の生みたまひし神神及其の神神の子孫なり。天照大神の天の岩戸に隠れたまひし時は、八百萬の神達天の安川邊に集ひ、心を一にし力をあはせて出でますことをはかりたまへり。

神武天皇は、皇祖降臨以來代代西偏に都して治らすたまひ、遼遠の地未だ王澤に霑はざるを以て、天業を恢弘したまはんと欲し、東征して中つ國を平定し、大和の國に都して皇位に即かせたまへり。

是れ我が建國の歴史にして、神武天皇を人皇第一代と數へ奉り、御即位の歲は紀元一年にして、御即位の日は紀元節なり。天照大神の神勅に由り、萬世一系の皇統連綿として今上天皇に及び、將來無窮に彌榮なるべし。是れ世界に冠絶し神聖なること萬國無比なる我が國体なり。

### 國 体 明 徵

我が國体は建國の歴史に述べし如く、世界に冠絶し神聖なること萬國無比の國体であります。

皇祖天照大神。皇孫瓊々杵尊をして此の國に君臨せしめたまはんとして、八咫鏡、八坂瓊杵玉、天叢雲劍を賜ひ、吾が兒此の寶鏡を視まさんことまさに吾を見るかことくすへしと。又五部の神をして配侍せしめたまひ、勅してのたまはく、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾か子孫の王たるべき地なり宜しく爾皇孫就いて治らせ寶祚の隆えまさんことまさに天壤と窮無かるへしと。皇孫神勅を承けて、此の國に降臨したまふ。

天照大神より五代、瓊々杵尊より三代の神武天皇皇位に即かせられてより、皇統連綿萬世一系の天皇、此の國を統治したまへる國史の成跡は、日月の如く明かであります。

然るに、西洋心醉の學者には、大義名分に暗く、内外本來を辨ぜず、思想は翻譯其の儘、學說は輸入其の儘で、我が帝國は憲法制定と同時に、國民の道も一變したるものゝ如く考へてゐる者もあるから、其の不心得も亦甚しい。

立憲政治を行ふと同時に、國民の道も豊富になりしことは、憲法發布勅語を捧讀すれば直ぐ拜察されことゝ思ひます。

#### 吉田松陰の坐獄日錄の一節

吾幼にして漢籍にのみ浸淫して、尊き皇國の事には甚疎ければ、事々に恥しく思ふも多けれど、試に思ふ所と、見聞する所とを擧げて、自ら省み、且は同志の人々へも示すなり。

抑々皇統綿々千萬世に傳り變易なきこと偶然に非すして、即ち皇道の基本亦爰にあるなり。

蓋天照皇大神の神器を、天孫瓊々杵尊に傳へ玉へるや、寶祚之隆與<sub>ニ</sub>天壤<sub>ニ</sub>無窮の御誓あり。

されば漢土天竺の臣道は吾知らず、皇國に於ては寶祚素より無窮なれば、臣道も亦無窮なること、深く思ひを留むべし。

吉田松陰は實にえらい。幼より漢籍にのみ浸淫しても、常に皇國民たることを自覺してゐる。今の洋籍にのみ浸淫してゐる者は皇國民たる道を自覺することが出来るであらうか。

寶祚素より無窮なれば、我等國民の臣道も亦無窮なることを自覺して、始めて國体が日月の如く明徵される。

#### 古語拾遺の一節

天照大神は惟祖、惟宗、尊きこと二日なし。自餘の諸神は、乃子、乃臣の如し。孰か能く敢て抗せん。

其の大意は我が國には、神神多くいますけれども、或は天照皇大神の子孫が、神に祭られ、或は大神の臣及び大神の子孫の臣が神に祭られたのであるから、天照皇大神は一番尊いといふ事を說いたのであります。

代々の天皇は天照皇大神の皇位の延長であらせらるゝから、國体を明徵にするには心得てゐなければなりません。

## 我　が　帝　國　憲　法

我が帝國憲法は欽定憲法であります。

憲法發布の告文に

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖  
皇宗ノ遺訓ヲ明徵ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシハ洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ　此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ始シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス  
と仰せられてある如く、帝國憲法は明治二十二年に制定されたが、皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述されたもので、天皇の主權を彼是疑ふ餘地がありません。

憲法發布の勅語に

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承タルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典

ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貼シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉体シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

と仰せられてある如く、皇祖皇宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同じくし、此の負擔を分つに堪ふることを信じられて制定された憲法で、各國憲法の如く主權が國民にあるものとは、日を同じうして語るべきことではございません。

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ願ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

と仰せられてある。以上告文及勅語に由りて之を觀れば、我が帝國憲法は我が國史、我が國體に據り、之に帝國議會の立法、豫算に對する協賛の權限、臣民の權利、義務等を加へて、制定したまひことは、日月の如く明かで、絕對に國史、國體と離すことが出來ない。若し國史、國體と離れて解釋すれば其の本義が失はれて仕舞ひます。

然るに曲學の徒は、牽強附會して、我が臣民の口にすべからざる天皇機關説を唱ひ、萬國無比の帝國憲法を、歐洲諸國の憲法と比較し、各國憲法の精神を以て解釋して、我が國史、我が國體を無視し、我が國民道徳が立憲國民に適せざる如く非難して憚らない者があります。其の例を擧げて見れば

國體の觀念は、我が帝國が開闢以來萬世一系の皇統を上に戴いて居ることの歴史的事實と、我が國民が皇室に對して世界に

比類なき崇敬忠順の感情を有することの倫理的事実とを示す觀念であつて、現在の憲法的制度を示すものではない。國体を理由として、現在の憲法的制度に於ける君權萬能を主張する如きは、全然憲法の精神を誤るものであると説いてゐる者がある。

けれども君權萬能を否定するために、尊嚴を冒瀆することは不敬である。國體を無視することは、不謹慎も亦甚しい。

此の者は、又詔勅につき批評し、論議することは、立憲國民の當然の自由に屬するものであると説いてゐる。けれども我等國民は、天津日嗣の現御神として絶対に尊崇し奉る天皇のみことのりを批評し、論議することは、日本精神が許しません。

明治元年三月、明治天皇天神地祇を祭りて五事を誓約し、維新の國是を定めたまふや、其の一に

智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

と仰せられてある。歐米諸國の文化を取入れるのは、皇基を振起するためでなければならない。皇基を振起するために取入れることを忘れて、其の取入れた智識で、我が國史、國体、國民道徳を無視する徒は、不臣、非國民の罪を免るゝことが出来ません。(其の例として舉げた學說の書籍は發行禁止になつたから今更云々する必要がない様でもあるが其の書籍を所持してゐる者は多からうから注意するために舉げたのである)

### 大 楠 公 六 百 年 祭

本年は大楠公の六百年忌に當つてゐる。公は、延元元年の五月二十五日、本年の六月二十五日は丁度其の日に當つてゐる)一族郎黨と共に、湊川で忠死された。

楠公の史蹟は、小學校の兒童も知つてゐるし、公の名は三歳の童子も知つてゐる。公の誠忠を知らない國民はないと思ひます。

それで自分は何人も知つてゐる大楠公の徳を頌し、功を贊することをやめて、自分の楠公に對する感想を書くことに致します。

自分は幼時昔話やお伽噺が好きで、よく祖母より聞かされたものだ。五、六歳の頃より桃太郎、牛若丸等。七、八歳の頃より楠父子、日吉丸等の話を聞いたが、楠父子のお話は最も好きで、何時も感動したものである。小學校に入り、少し文字を覚えてからは、暇があれば文庫藏に入り太平記を幾回となく讀んだものだ。十一、二歳の頃より漢文の読み方を覚えたから日本外史の卷之五を繰返へし繰返へし讀んだ。それで楠公は益々好きになり、遂に楠公を崇拜し、楠公を敬慕し、楠公の精神を私淑した。自分は足掛四十一年初等教育に從事し、兒玉花外が自分の勤績を「誠をつくし身をつくし熱と愛との四十年」と歌つたのも自分が其の至誠に感化されたためと思ひます。

今六百年祭に當り延元の古を追憶すれば

賴山陽は湊川の古戰場、兵庫の驛で馬より下りた時は、攝山は遙遠として海水は碧であつたさうだが、自分が汽車を下りた時は、攝山は遙遠としてゐるが、海水は大船巨船に覆はれ、市は大廈高樓が櫛比し、歩む人、走る車は絡繹として織るが如くであつた。延元の昔楠公は其の深謀遠略が用ひられず、子に別れ、弟を連れ來りて、手兵七百の小勢で、足利兄弟の率ゆる目に當り、腹背に敵を受けて血戦したから、忠勇無雙の將卒も刀折れ、矢つき、力もつきた。手兵は残り少なに討たれ兄弟も數創を被り鮮血淋漓、復戦ふことが出來ない。遙かに京都に向ひ皇居を拜すれば、天日もためにくもつたといふことである。君を思ふ眞心は死に臨み、七たび人間に生れて國賊を滅さんことを誓ひ、兄弟共に討死された。

嗚呼此の史蹟、たとひ湊川の水が涸れても、楠公の至誠純忠の精神は、萬古朽つことはなからう。此の至誠純忠の精神は

我が國民の心の奥に潜んでゐる君に對する眞心を、事ある毎にはげまして、或は明治維新となり、或は明治二十七八年の戦後同三十七八年戦役の大勝となつて、極天皇基を護らんとしてゐます。

ことに痛快なるは、公の六百年忌の本年に國民は二、三十年來國史、國体を無視した、天皇機關説が天下を風靡せんとしてゐることに心つき、國体明徴は天下の輿論となり、帝國議會は貴衆兩院共に建議案を議決し、政府は國体明徴につとめ、曲學の徒は屏息し國史、國体と相容れざる學説は根絶されようとしてゐる事である。之も公の靈感に由るのでござりますまい。

### 明治三十七八年戦役満三十年記念

三月十日は、奉天大陸戦の大勝記念日で、五月二十七日は日本海大戦の大勝記念日である。本年は其の満三十年（明治二十七八年戦役の満四十年）であるから上下舉つて、全國至る所記念式を舉げ祝賀會を催しました。

自分は嘗て本村凱旋兵に推されて、在郷軍人團長になつた關係から、本村の古勇士全部三十餘名を招待して、祝宴を催しました。

はや三十年の昔となりぬ。諸君が明治三十七八年戦役に出征の際、我等は數百の小學校兒童を引率して、諸君を郊外に送り御國の爲に奮闘して下さい、必ず勝利を得て無事に歸つて下さい、然し敵を克服するには名譽の戰死も覺悟して下さい。

と述べた。諸君は

必ず勝つて還ります、勝たなければ生きて還りません死んでも國を護ります。

と天を衝く意氣で勇み立つた。

爾來我が軍は旅順口の惡戦、黑溝臺の苦闘等を経て、奉天の大陸戦には、敵軍をして再起不能の大捷を得、日本海の大戦には、敵艦全滅の大捷を得た。

黒溝臺の惡戦及其の前後に於て、我が第五聯隊の勇士は、或は戦死し、或は負傷した者が甚だ多かつた。諸君の多くも其の負傷者の一人でございませう。

諸君が凱旋の際、我等は兒童を引率して、諸君を郊外に迎へ、

目出度く凱旋なされしか、と歌つて、諸君の榮譽を祝し、御無事で御歸りなされしか、と歌つて、諸君の健康を祝し、御國の爲に長々と御苦勞様でありました。と歌つて感謝の意を表した。

今三十年記念に當り、當時を追憶し、無量の感があります。

我が肇國の始は所謂大八洲でありました。爾來之を維持し、其の領土の擴張は、神功皇后は三韓を征伐せられて、朝鮮我が附庸となりしも遂に離れ、齊明天皇の御代阿部比羅夫は蝦夷を征服し、桃山時代に豊臣秀吉は八道を蹂躪せしも中途にして廢し、此の頃より蝦夷地へも藩を置いた。江戸幕府時代に島津氏は琉球を征服し、小笠原氏は小笠原島を發見するに過ぎなかつたが、明治の御代に至り國運大いに進展し、領土大いに擴張し、二十七八年の戦役に由りて臺灣が我が領土となり、世界列國をして東洋に日本あるを知らしめ、三國の干涉に因りて遼東半島を還附せしも、國民臥薪嘗膽、三十七八年戦役に由りて樺太南半我が領土となり、南滿洲の權益亦我に歸し、續いて朝鮮の併合となり、世界の列國に伍して重きを爲すに至らしめた。大正の御代に南洋諸島を委任統治し、昭和の御代に至り、我が擁護の下に滿洲國を獨立せしめ、世界列國をして一指も觸るゝこと能はざらしめました。

我が國史を通覽せば、明治の聖代は如何に我が國をして、世界に於ける地位を高からしめたかを感じるでせうが、其の最大

原因の一は明治三十七八年戦役の大勝であることも知ることゝ思ひます。

此の大勝は素より明治天皇陛下の御稟威に依るけれども、我が忠君愛國の國民より選抜された武勇の兵士の力が與つてゐるから、諸君の名譽も亦大なるものがあります。

今や國初以来の非常時局に當面せり、諸君と共に愈々國体觀念を旺盛にし、益々忠君愛國精神を作興して、我が國家をして彌榮えに榮えしむことに、分に應じて最善の努力を竭くしたいものであります。

### 凶作所感

天明、天保の凶作は、よく聞かされたものだが、それは昔話で、自分の生後には、明治二年は凶作であつたとか、不作であつたとかいはれてゐるが、まだ三つの時で分りません。

自分が知つてから、明治十七年は不作であつたが、大不景氣であつたといふ位の程度のものであつたでせう。

明治三十五年の凶作は、非常なもので困難する者が多かつたのに、救濟法が不備であつたため、殊に甚しくありました。

大正二年の凶作は、困難した者の多かつたことゝ、救濟法の不備であつたことは三十五年と同様であります。

昭和六年の凶作は、範圍が狭く、救濟法が行き渡つたため、困難は救濟範圍外の中流の者に多くありました。

昭和九年の凶作は、範圍が廣い上に、宣傳も上手になり、救濟法は六年以上である様だから、一般に疲弊の度は加はつたが困難は矢張救濟範圍外の中流の者に多い様であります。（救濟法の趣旨徹底と種々弊害の除去とは將來のため考慮の必要があ

近來農村は、全國的に疲弊したといはれてゐるが、東北地方は時々凶作に見舞はれるから殊に甚しい。生活の程度が低いから凶作の際も少しの救助や、救濟工事等に出動し僅かの勞銀を得て暮せるが、不斷でさへ憐れな生活をして居る者が多いから凶作の場合の憐れな有様は推して知るべであります。

世の進むに従ひ、文化生活もしなければならないのに、憐れな生活さへ、屢々不安に襲はれる様では、これ以上の大問題がない筈だが、人間の弱點として、喉元を過ぐれば熱さを忘るゝ如く、凶作の翌年より凶作にたへる品種を栽培し、備荒貯蓄も云々するが、二、三年も豊作が續けば忘れて仕舞つて、冷害も病害も考慮しないで、收穫の多い品種を栽培する様になり、備荒のため貯蓄すべき金を、文化生活に使用するならまだしも、徒に一時の流行を追うて消費し、凶作になれば又救助を仰がなければ生活の出来ない者が多いから情ない。

殊に憂ふべきは、以前は子孫の爲を思うて家産を増殖することに、最善の努力をつくしたものだが、近來は發展といふよりは俄に膨脹して、種々の事業に手を出し、奢侈に耽つて、祖先が數十年若くは數百年辛苦經營して増殖した家産を、數年にして蕩盡し、末路憐むべき者となり、借財を子孫にのこす者が多くなつた。自治体等も堂本財産の造成よりは市町村債を以て一時を彌縫する事が流行してゐるといふことであります。

凶作の因となるものに、旱害、水害、風害、病害、蟲害等あるが、冷害は最も多く最も廣く其の果も甚しい。殊に太陽の熱が妨げられて、足らなくなり冷害を來たすのだから、農家に熱がなければ益々凶作を大ならしむる、農家が熱心で其の不足を補へば或る程度までは防ぐことが出來ます。

## 凶 作 の 対 策 (一)

第一教育 智能の啓發は人間として第一であるが、凶作の際には殊に其の必要を感じる。頭のはたらける、手のはたらける即ち智慧があつて仕事(労働)が出来、常に生活が安定して、一、二年位の凶作に生活が出来なくなつて救助を仰ぎ、納稅の義務を果すことが出来ないで免除を願ふ様な人間でなく、自立自營が出来、凶作毎に同情され救濟される様なことを、國民の耻辱として常に努力する人間たらしめたいものであります。國家は成人教育機關及勸業指導機關を完備せられたい。

第二自然を利用す 自然に順應して利用すると共に、時には人爲を以て自然に抵抗し、時には人爲を以て自然を克服して利用しなければならないことが多い。

故に國家は風土に適する作物の種類及其の品種の育成、土壤の種類及其の土性、土質の調査、土壤に對する肥料と作物に對する肥料との種類及分量、作物の栽培方法(各個人も)家畜の飼育方法(各個人も)旱害、水害、風害、冷害に對する設備、即ち溜池堤防、防風林及用水を温める設備(各個人)霜除けの設備(各個人)等。病害(各個人も)蟲害(各個人も)に對する設備、備荒貯蓄(各個人)郷藏の設備(農町村)生産物の統制等を、或は試験し、或は研究し、或は調査して、或は指導し、或は獎勵し、或は實施せられたい。

又國家は氣象臺を擴張して、大いに氣象學を研究せしめ、一年間の正確なる氣象概測が出来、天氣豫報を確實ならしめ、又農事試驗場を擴張して大いに農學を研究せしめ、徹底的に冷害より免れしめられたい。

第三負債整理、勤儉、保健、何時も必要だが凶作の時には殊に困難するから、奢侈を慎み、借財をのこさぬ覺悟と、遊惰を戒め、賭博等せぬ決心と、保健に力め疾病に罹らぬ用心が必要であります。

第四多角形農業經營 近來の流行語となる位必要であるが、併し餘り角が多くなれば無角同様になるから、適當な程度が有利であります。

我が國は瑞穂の國であるから、水利の多い平野には、稻作に主力を注ぎ、水利の少い比較的高い平野には、菽麥、牧畜、養蠶、植林等に主力を注ぎ、丘陵的土地には果樹、蔬菜等に主力を注ぎ、何れも本業の外に合理的、調和的に各種作物、養蠶、養鶏、家畜等及加工的工業を副業として行ることが必要であります。

本縣は苹果、馬鈴薯、大豆、小麥、芋蔓、牛、馬等が最も適するから適度に行はるがよいが、餘り適しない甘藷等を行るのは好ましくない。

農業も世界的になり、農作物も大勢に制せられ、以前は相應に生産された、砂糖や棉花は對抗が出来なくなつて跡を絶ち、藍も作者がなくなり、麻も作者が少くなつた。我が國として世界一の養蠶も漸く衰へやうとしてゐるから晏然としてゐられません。

第五農村工業化 近來其の聲が喧しいが、無條件で賛成が出来ない。純農の素質を失はない範圍の工業が望ましい。

三餘讀書といふが、三餘工業は望ましい。三餘とは冬は歲の餘り、夜は日の餘り、陰雨は時の餘りで、農家の工業には最もよい時である。併し工業もよいが農業に力を入れなくなつたり、農業を廢めたり、農民が農業を嫌つて職人となつたりして、農業を衰へしむる様では、農村は益々疲弊します。

共同作業場は出來た、郷藏も出來た、必要があつて出來たのであれば結構であるし、必要を感じないで出來たものでも、指導宜しきを得れば大いに利用されるであらうが、さもなければ作業所が出來ても、作業する者もなく、郷藏が出來ても、貯藏する様もなく、一種の飾物になり、仕舞には始末に困るものになるから、大いに目的達成に最善の努力をつくされたい。こと

に郷蔵設置には、御下賜金があるから恐多いことでござります。

近來補助金や給與金を競うて請求する者や、救濟資金を争うて借りやうとする者があるが、成績は餘り好ましくない者がある様であります。

第六農村娛樂 因作で生活の困難な者が多い際に、娛樂の餘裕があらうかといはれるかも知れないが、自分は因作地の人も同じ人間であり、勞苦は却つて多いから、大いに娛樂の必要があると思ひます。

#### 孔子家語の一節

（古支那の魯に蜡の祭あり）子貢蜡を觀る、孔子曰く『賜や樂しかりしか』子貢對へて曰く『一國の人皆狂せるが如くなりき賜や未だ其の樂しみたるを知らざるなり』孔子曰く『百日の勞、一日の樂、一日の澤は、爾の知る所にあらざるなり。張りて弛めざるは文武も能くせず、弛めて張らざるは文武も爲さず、一弛一張は文武之道なり』

其の大意は昔支那の魯の國に十一月に萬神をまつる祭があつた。孔子の弟子の子貢、名は賜、見物に行きました。孔子問うて賜や樂しかりしかと仰せられた。子貢對へて一國の人は或は酒を飲み、或は歌ひ、或は舞うて氣達の様で、何が樂しいのか知りませんといひました。孔子仰せらるゝには、百姓は長い間勤勞し、一日酒を飲み、歌ひ、舞ひ、餘興などを見物して楽しむのは、我が君の恩澤に浴するのである、汝の知る所ではない。孔子は之を弓にたとへて、張つて弛めなければ、文も武も能くせず、弛めて張らなければ、文も武も爲さず、張つては弛め、弛めては張るのは、文武之道であると、娛樂は凡べての職業に極めて大切なことを親切に教へられた。

是に由るも、娛樂は實に必要なことが分る。人には其の趣味によりて種々の娛樂はあるが、民衆の娛樂は人情、風俗、習慣により、各地方毎に、其の地方共通のものがある。舊時代の津輕地方に於ける、ねぶた（今も残存してゐる）南部地方に於けるえんぶり（今も残存してゐる）の如き、其の一例であります。

併し文化の進んだ今日、一般は最早かゝる娛樂には、満足が出来なからうから、其の文化に相應はしい娛樂を考へなければならぬが、之は中央の大問題で容易な事ではありません。

今日の農村には、まだ娛樂らしい娛樂がないから、市や町に何かあれば、つまらない物も行つて見たがる。映畫、發聲映畫は、宣傳に迷はされて常習的に見物する者もあり、見物に行くと同時に、カフエーにでも入らなければ、恥の様に思ふ者もあるから始末に困る。社會の教化に從事する者は、是非健全なる娛樂を調査し、研究して、指導せられたい。

明治二十年前後、自分が當村に參つた頃は、當地方一般の風習は、寄れば打つ、集れば飲むか、食ふといふ有様であつた。新聞紙や、雑誌を讀む者は、數ある許りで、書物を讀む者も、極めて稀れであつた。村社の祭祀も廢れ、農桑も幼稚であります。

自分は新聞、雑誌、書籍を讀む便宜を與へたが、かういふ時代には少年も青年も無上の娛樂とした。村社の祭祀を盛にして敬神の美風涵養に力めたが、村民は魯の蜡の祭の様に、無上の樂しみとした。又農桑を勸奨するために、農業講義錄を借覽せしめたが、それに依つて得た智識を、互に語り合ふことを喜びました。

其の他運動、競技も好み、相撲はことに喜んだが、今はこれのみでは飽足らなからうか、健全なる娛樂機關を完備せられたい。

當地方の農業は幼稚で進歩は他地方よりも後れてゐる

#### 凶 作 の 對 策 (二)

吉田松陰東北遊日記の一節 吉田松陰先生は嘉永四年の三月當地方を通られた。

三月八日野邊地驛を發し海を離れ平原荒漠の中を行く四里七戸に至る。藤島、傳法寺を經て五戸に宿す行程九里。藤島前に川有り逢坂川といふ、村名に依るなり。七戸以往稻村落田圃あり、然れども之を要するに、亦皆荒原なり、圃中菜なく、麥なぐ、青苔の色を見ず、只粟、蕎麥の稗株を存す、蓋し收穫後復墾せざるなり。道傍間樹木を植め繁茂せざるにあらず、心を稼穡、種植に用ゆれば、赤地悉く良田茂林と爲すべし。惜しいかな地曠く人足らず。十日(盛岡の北を通られたが)田圃の間絶えて生馬耕なし、之を問へば云ふ土質堅牢鍾にあらざれば鑿すべからずと、果して然るや、否や、農人常に古きを守る癖有り、田畯の誨、或は盡きざる所有るか。と記されてあります。

嘉永四年といへば、今より八十四年前であるから、當時當地方の農業は中國地方より、非常に後れてゐたであらうが、今日といへども、新たに村落が出来、人口も殖え、田圃も開けたが、秋冬に田畠を墾し、牛馬耕する者は稀で、冬季に麥も、菜も多く見えない、之を關東、關西に比すれば非常に幼稚であります。

軍馬補充部三本木支部は、農具も盛んに文明の利器を用ゐてゐるのに、其の附近の村落はまだ牛馬耕する者も少い。又田畠が開墾されたが、防風林に意を用ゐる者は殆どない。太平洋岸は寒流に洗はれ、其の海岸に防風林がないから、東風の多い年は不作となり、甚しい年は凶作となる。失敗は成功の本といふが、失敗を繰返へすのみであります。

それから人口は年々多くなるが、狭い土地は廣くならないから、深耕に力めなければならぬのに、日本一の馬産地でありますながら馬耕が少い。

又肥料も原野が廣く、牛馬が多いから、堆肥が多くなければならないのに、金肥を當にして、夏秋放牧するから、厩肥が不足勝で、自給の出來る肥料まで、他より求めなければなりません。

併し自給の出來ない化學肥料はまだ大いに用ゐなければならぬ。以前は殆ど總べてが厩肥、綠肥で飼料すら用ゐる者が少かつた。故に反當り田は米二、三俵位、畑は大豆一、二俵位であつたのが、三本木軍馬支部が耕作する様になり、濱澤農場が出來てから化學肥料を用ゐることを微ひ、米は四、五俵より六、七俵以上に增收し、大豆は三、四俵以上增收する者がある様になりました。

序に自分の希望を述べることに致します。

堆肥を用ゐることが少くなつたから、漸次土地が瘠せて來た。大いに堆肥を用ひて土地を肥やすことに努力されたい。

農家は徒らに分蘖の多きを望み、丈けを伸ばすことに努めるから、稈は弱く、風害を被り易く、病害に犯され易い。のみならず實入りが不充分で、時には皆無作になることがあるから、肥料の三要素に對する知識を十分に修得されたい。

他の地方もさうであらうが、殊に當地方の農家の考慮しなければならないことは、養蠶が景氣がよくなれば、直ぐ桑を植ゑ景色がわるくなれば、直ぐ桑を掘らせ、馬鈴薯の値がよくなれば栽培し値がわるくなれば栽培をやめ、すべて景氣の後ののみを追う者があることであります。

又養兎が流行すれば、飼養の有無を考へないで置いて、人に迷惑をかけたり、養蜂が流行すれば、環境の花を調査もせず、置く人達が協調もしないから花が寡く、置く人が多く蜜が取れなくなつて、却つて養はなければならなくなり、互に迷惑する。又人の果樹園を荒させたりすることがあるといふことがあります。

尙農家の常に心掛けなければならない事を、少し擧げることにします。

- 一、優良なる品種を育成して、種子はあの人のものでなければ、ならないといはれる様になれば、個人として如何に有利であります。

- 二、優良なる品質のものを產出して、米ならば酒造米はあの村の物は最もよいといはれる様になれば、個人として如何に有利であります。

- 三、特産物に力を用ひて他の模倣することが出來ない物を作り出す様になれば、個人としても、一村としても、一縣として

も如何に有利でありませう。

それから能率に關係があるから、疾病の事を少し書いて見ませう。當地方には眼病、齶齒、消化器病、呼吸器病等が多い。家屋が不完全で寢室に寒風が入るためか、又は隔壁、消毒が行届かないで、傳染するためか、強健な者が多い割合に、呼吸器病者が多い。又煙出しが不完全で薪も不良な物を用ひ、手拭、洗面器が共同の者が多いためか眼病が多い。粗食で、大食なるためか、胃腸病者が多く、漸次砂糖を多く用ゐる様になつたこと、歯を粗末にするためか、齶齒が多い。疾病の中で一番多いのは消化器病であらう。又栄養不良で子供（ことに乳兒）の死亡が多い。一人の子供に病まれては家族の少い（働く人の少い）家庭にては家業が間に合はなくなる。殊に迷信者の家庭に長病に罹る者があれば、無茶苦茶なことを行つて、餘所目にも氣の毒である。一家健全で、揃うて勤勞すれば貧しき者も漸次裕かになつて生活も安定する。故に家屋の新築は必要がないが、通風、採光、溫度の調節が十分出来る様手入をして、温氣を避け清潔を保つことを心掛け、飲食物は調理に意を用ひ、腐敗物は絶対に用ひず、すべて清潔ならしめ、過飲大食をつゝしみ、常に盥漱、沐浴と洗濯とを怠らぬ様にし、萬事節制を守ることが極めて大切であります。

又飲酒の事は他日に譲るべきも、一寸書いて見れば疾病同様、一人の飲すけがあれば、其の家の仕事に影響し、中には全家族の勤勞所得は其の酒代となり、なほ不足して借財となり、凶年の悲惨は勿論、豊年にも妻子を餓寒泣かしむる者がある。節酒は何よりも必要であります。もう一つ婦女子身賣りのことは後日に譲る。

## 青　年　の　修　養

孔子は生知安行の聖人であるが『徳を修めず、學を講せず、義を聞いて徒ること能はず、不善をば改むること能はず、是れ吾が憂なり』といはれて、常に戒しめられた。

又『疏食を飯ひ、水を飲み、肱を曲げて枕す、樂しみ亦其の中に在り、不義にして富み且貴きは、我に於て浮べる雲の如し』といはれたが、之は其の弟子に、顏回といふ亞聖の人があつて、家が貧しいが貧に安んじて徳を修め、學を講じてゐるから、それをいはれたのだと思はれる。

近頃、街の紳士を檢舉し、ダニ狩りをし、又選舉の肅正をはかり、社會を淨化せんとしてゐるが、青年は常に修養に力め、社會淨化の中心とななければなりません。

社會を淨化せんとするには、至誠と、清廉の持主でなければ出来ません。

日々の新聞紙を見れば官衙、公衙、銀行、會社、組合等に不正事件が續出し、又選舉がある毎に犯罪が續出します。

自分は北條氏は嫌ひであるが、時頼、時宗が大好きだ。ことに時頼に事へた、青砥藤綱が好きだ。藤綱は實に至誠の人で清廉無比の人である。若し現代の人々に、時頼や藤綱の様な心掛けが少しでもあるならば、決して不正事件が出來なからうと思ひます。

青年は常に至誠の精神を以て事に當り、隠れたるより見はれざるはなしと覺悟して、内に省みて疼しからざる様、獨を慎しめば社會は自然に淨化される。天のなせるわざはひ即ち天變地異は恐ろしいけれどもまねがるゝことはあるが、自らなせるわ

さはひは決してまぬがるゝことが出来ない。天網恢々疎にして失はずとは此の事であらう。故に青年は消極的には道德の罪人國法の罪人とならぬ様修養し、更に積極的に徳を修め、學を講じて修養に力められたい。

## 青　年　の　自　覺

老を嘲けり、少を侮ることは、人生を呪ふ者である。幼・少・青・壯・老は人生の行路であります。

近來自力更生といふ言葉は流行し出したが、壯年、老年の更生は、よしとして幼年、少年の更生は滑稽であるし、青年が更生しなければならない様では、如何にして他日國家を負擔することが出来るだらう。青年時代は修養の持続、努力の強調でなければなりません。

自分は歴史、物語等を讀む毎に、前九年の役、後三年の役、保元の亂、平治の亂、亂後平家亡び、源氏興るまでの各合戦、元寇の前後、建武中興前後、明治維新前後の各時代に於ける少年、青年武士の華やかな活動振りを歎歎します。

源氏には日本武士の典型が多いが、中にも八幡太郎義家、鎮西八郎爲朝、九郎義經は最も好きだ。爲朝は大戰二十回小戰二百回年十五にして盡く九州を征伏した。三十年の一生を通じ正々堂々、實に日本男兒の典型であります。

小楠公は年二十二にして戰死された。四條畷の忠死を聞く者は六百年の今日なほ感奮興起す

る。實に忠孝兩全の典型武士であります。

明治維新前後の日本青年の典型が多いが、自分は吉田松陰が大好きだ。明治維新前後に於て國事につくされた、長州の高杉

久坂、木戸、伊藤、井上、山縣等の諸氏は皆松陰先生より、或は直接に教へをうけ、或は間接に化せられた人々で、久坂、高杉の二氏は青年で死んだが、其の他のは、或は明治の元勳として、或は明治の功臣として、共に小學校の兒童にも知られてゐます。

松陰は十一の時、藩主の御前で兵學の書の講義をして藩公を驚かした。尊王攘夷の説を唱ひ、世界の大勢を知らんと欲し、禁を犯し海外に遊ばんとして事成らず、囚人として江戸の傳馬町の獄に囚はれた。護送される道中にも、警護の役人や、駕籠かきに勤王の大義を説ききかせ、獄中に在つても、同室の囚人を數へ導き、看守の役人達も、松陰の説く勤王の教へに服し弟子の様になつた。至誠にして勤かざるものなしとは此の事であらう。至誠の人は死を恐れず、獄中にありて、死を前にして寸暇を惜んで讀書した。調べがすんで長州の野山の獄に送られた。かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂とは、此の時讀んだのであります。

後許されて松下村塾を開いた。教室は八疊の一間で、此の一室にて高杉、久坂等の少青年と新日本の建設を研究し、日本精神を鼓吹しました。

安政の大獄に座して松陰も江戸の小塙原で斬に處せられた、年三十、而立の歳であります。

永き別れの手紙の後に

親を思ふ心にまさる親心今日の音づれ何と聞くらむ

死ぬる前に獄中で書いた留魂錄に

吉田松陰は死しても大和魂を留めました。

現代の青年諸子に爲朝になれ、小楠公になれ、松陰になれといふ意味ではない。爲朝の十五歳までの活動振り、小楠公の二十二歳までの活動振り、松陰年十一より三十歳まで二十年間の活動振りを、諸子の年と比べてもらひたいためである。若し比

べて見られるならば、苟且偷安して小成に安んじてゐられなかつたと思ひます。

我が昭和謝恩會は昭和九年より、青年の努力に重きを置いて表彰及び獎勵に力を盡してゐるが

『天地の恵み積み置く無盡藏鉢で掘り取れ録で刈り取れ』

人事をつくして天地の恵み積み置く無盡藏より掘り取り刈り取つて、凶作知らずの青年篤農家とならんこと切に希望致します。

## 本會の表彰及獎勵

本年度即ち昭和九年八月より昭和十年七月まで一ヶ年間に於ける表彰及獎勵は、明治節の佳辰に、表彰十四點、獎勵一點、天

長節の佳辰に、表彰二十點、奨励五點、五月八日臨時表彰三點であります。

又昭和九年より青年の修養及び努力に重きを置き、九年には、青年一名を表彰、二名を奨励、處女一名を奨励し、昭和十年には、青年一名を表彰、二名を奨励しました。

それから、本會創立以來の表彰及獎勵を擧げ

第一回 表彰 嘉獎

第三回 麥影

第三回  
第四回  
表彰  
一點

卷之三

臨時獎勵二點

臨時獎勵一點

第五回 表彰二十二點

特 別 表 彰

臨時表彰一點

第七回 表彰十二點

第 八 回  
表 彰  
十五點

臨時表彰一點二十三點

第十九回  
表彰十七點

臨時表彰一點

第十一回 表彰二十七點

第十二回 時時表彰一十七點

第十三回 表彰十八點

|      |    |     |    |    |
|------|----|-----|----|----|
| 第十四回 | 表彰 | 十四點 | 獎勵 | 一點 |
| 第十五回 | 表彰 | 二十點 | 獎勵 | 五點 |

であります。

第一回より第十回までは獎勵が多く、第三回までは殊に多いが、本會の創立は昭和三年十一月十日にして、表彰及獎勵の發表は昭和四年二月十一日であるから、創立日淺く表彰と獎勵の程度を定むることが困難であつたためである。回を重ねるに隨ひ、漸次確信がついたが、表彰より獎勵が劣り、獎勵より表彰が優れるのでなく、善行はいづれも優秀なることは、本會にて孝子として表彰せし村口二太郎氏と、本會にて孝子として獎勵せし齊藤ゆきゑ子とは、共に文部大臣より孝子として表彰せられ、金百圓を賞與された。又本會より農事功勞者として表彰せし竹ヶ原助八氏は、本年大日本農會より名譽賞を授與せられ本會より孝子として表彰せし工藤ひで子は、本年大楠公六百年祭奉賛會より孝子として旌表されたのを見ても分る。其の他本會より表彰され、獎勵された者で更に本縣知事より表彰せられた者が多くあります。

表彰と獎勵とは或は善行者の年齢より、或は事蹟の年數によつたので、獎勵の始めは多く漸次減じたのは定むる考へが漸次進んだためであります。

## 善行者 表彰 及 獎勵

第十四回發表 表彰之部

### 表 彰 狀

東津輕郡荒川村

三 上 辰 夫殿

明治三十五年生

資性溫厚にして謹嚴克く父母に事ふ十八歳にして荒川村青年團の幹部となり昭和五年團長を辭する迄專心團の向上發展に努力し目下其の顧問なるが團をして昨年本會の獎勵を受け本年本縣知事に表彰せらるゝの榮譽に浴せしめたるもの君の力與つて大なるものあり三十三歳の今日に至るも未だ酒と煙草を口にせず朝夕農事に奮闘の傍ら讀書を怠らず昭和六年青年農事改良組合を組織して稻作其の他の研究に従ひ他而在郷軍人分會青訓後援會等の役員として盡瘁しつゝある等洵に郷黨の模範とするに足る仍て本會は荒川村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

昭和九年十一月三日

昭和謝恩會

### 表 彰 狀

-25-

東津輕郡荒川村

川村慶次郎殿

明治四十一年生

年少父を失ひ老祖父母と病弱の母を抱へて小學校卒業と同時に荒川青年訓練所に入り無缺席の成績を擧げて而かも自家の農事は獨力他に劣るなく村民を驚歎せしむ昭和四年選抜せられて近衛師團に入營上等兵に進級し夏季演習中軍器愛護と軍人精神發揮の模範として表彰所屬聯隊に掲額せらる除隊後直に青年訓練所指導員助手となり無報酬を以て熱誠其の職に當り或は修養部長となり或は産業部長となりて其の向上を圖る又家庭に在りては克く孝養し傍ら農事の改良廢物利用の研究を怠らず村社會事業團体にして君の盡力に俟たざるなく飲酒喫煙せずして己を持する嚴なる等洵に青年の模範とするに足る仍て本會は荒川村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し懷中時計一箇を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

西津輕郡鰐ヶ澤町

戸沼啓造殿

慶應二年生

資性溫厚篤實明治二十五年鰐ヶ澤町會議員に擧げられ爾來役場書記奉職中の四ヶ年家事都合上の五ヶ年を除きて毎期選出せらる今日に至るまで三十有六年間町政に參與し自治に貢献せる功勞顯著なるものあり其の選舉に臨むや敢て自薦するにあらず又運動するにあらず町民より推薦選舉せられて初めて承諾を與ふ眞に理想的當選と謂ふべく君の人格篤行を知るに足る尙町總代

及方面委員として盡瘁しつゝある等洵に自治公民の模範なり仍て本會は鰐ヶ澤町長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一箇を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

西津輕郡鰐ヶ澤町

尾崎リ七殿

明治二十一年生

資性溫良生後直ちに伯父尾崎長之助氏の養女となる十一歳の時養父失明して家計困難に陥り養母の日雇業に依り僅かに一家四名の生計を支へしが十三歳にして養母に死別以來全く收入の途なきに至りしにも拘はらず奮然魚類蔬菜等の行商をなして養父と養祖母に孝養を盡し二十歳にして養父死去二十五歳の時養祖母老衰の爲め病床に臥し昭和六年九十七歳の高齢を以て死亡する迄十有七年の間孝養を怠らざりし等洵に孝子の龜鑑なり仍て本會は鰐ヶ澤町長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

中津輕郡清水村

成田勇作殿

明治四年生

資性温厚篤實夙に區會議員村會議員郡會議員縣會議員等に擧げらるゝこと屢次明治四十二年村長に就職したるも感する所ありて退職後は產業組合を設立し推されて組合長となり農業倉庫を兼營して範を示し又火防の急務を力説して公設消防組を組織し自ら組頭の難局に當りて精神的にも物質的にも多大の犠牲を拂ひたる功空しからず縣消防義會より金馬簾を授與表彰せられし等沟に鄉黨の模範とするに足る仍て本會は清水村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

中津輕郡大浦村

前田石太郎殿

明治十六年生

二十歳前後の君は素行修らざりしが大正九年九月當時の鼻和青年團長に誘はれ靈地愛宕山に開催せられたる大浦村青年團主催の一夜講習會に出席して其の講習を受くるや渾然として大悟する所あり歎天喜地勇躍同志を糾合して先づ手近き朝起會を創立し午前四時を期して擊々たる警鼓を合圖に一齊に朝起を獎勵すること十年一日の如く村民の心身愈々健全にして勞働能率益々増進せるのみならず自己亦或は溫室を設け或は鶏舎を造り粉骨碎身農事に精勤して範を示す等地方開發に貢献するところ尠からず昭和九年四月大浦村より又同年九月大字鼻和より記念品を贈られ表彰せらるゝに至れり其の修養改善の努力偉なりと謂ふべし仍て本會は大浦村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し懷中時計一箇を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

中津輕郡千年村

古川靜殿

明治十七年生

資性温厚篤實夙に志を立てゝ教育界に入り子弟の教育に從事したるが感する所あり退いて家業に精勤の傍ら郡會議員村長等に擧げられ自治に貢献し更に個人經濟の圓滿なる更生は村發達の根本なるを思ひ千年村清水森信用購買販賣產業組合を組織し推されて組合長の要職に就き無報酬を以て拮据經營現在部落戸數百二十戸の中百十五戸の加入を得着々所期の目的を達成しつゝあり尙社會教化を念とし村運動場の完成を始め或は青訓に或は青年團處女會の爲に多大の援助を與ふる等沟に鄉黨の模範とするに足る仍て本會は千年村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

中津輕郡千年村

佐藤操殿

明治十八年生

資性温厚にして思想堅實大正十四年近衛師團より除隊歸郷するや部落の更生進展は青年の力に俟たざるべからざるを痛感し厥然起つて之が指導誘掖に奔走し青年訓練所設立以來は或は助手となり或は指導員となりて刻苦勵精殆ど寢食を忘れて其の向上發展に努力し同所をして模範訓練所たらしめ又推されて青年分團長となり身を以て範を示し全青年の敬愛と村民の信賴を一身に集むる等沟に鄉黨の模範とするに足る仍て本會は千年村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意

を表す

### 表彰状

中津輕郡堀越村  
佐藤幹一殿  
明治十八年生

資性温厚にして事に當りて熱誠夙に一年志願兵として軍事教育を受け除隊後地方改良に志し大正元年先づ在來の若者組を解散し青年團を組織し専ら青年の風紀振肅と共同一致の美風作興に努力し又聯合分會長を兼ね克く指導誘掖の實を擧げ更に村自治方面に在りては收入役村會議員郡會議員村農會長等に擧げられ大正十三年推されて村長に就職するや縣案の難事業たりし小學校の移轉増築を完成して村教育に貢献せるところ大なるものあり又大正十二年産業組合の必要なるを力説して之を創立し自ら組合長の難局に當りて刻苦經營十年一日の如く組合の向上發展と村民の福利増進を圖る等洵に自治公民の模範なり仍て本會は堀越村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

南津輕郡浪岡村  
山内祐八殿  
明治二十三年生

資性溫厚明治四十三年郡立甲種農學校卒業後專心農業に從事し村農會總代農事改良組合長を經て大正十四年村農會長に擧げられ水田正條植を始め稻架乾燥堆肥の獎勵並に畑作養豚養鶏の改善指導に任すること二十有餘年昭和八年村會議員に當選本年再度村農會長に就任益々農事の改善と自治の發達に努力しつゝある等其の功績多大にして洵に自治公民の模範なり仍て本會は浪岡村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

南津輕郡藏館村  
大師教會殿

大正元年三十歳以上七十歳以下の思想善良なる佛教信者に依りて創立せらる現在會員二十有六名御詠歌と念佛修得の傍ら婦徳の涵養を怠らず毎歲春秋の彼岸を始め隨時托鉢修業をなして得たる淨財を蓄積し冠婚葬祭用の家具二百人分を購入して一般村民に無償貸與し不幸あれば貧富の別なく全會員靈前に通夜し又社寺の境内並に墓地の清掃に當り更に満洲事變には出征軍人に御神符及慰問袋を數回に亘りて寄贈し歸還傷病者の爲に無料活動寫眞會を開催し又各地の災害には率先義捐金を贈る等其の善行済に感すべきものあり仍て本會は藏館村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

北輕津郡長橋村

片岡作太郎殿 明治十三年生

資性溫厚篤實夙に稻作改良に志し大正元年北津輕郡長より篤農家として表彰せらる明治四十年松野木區長となり大正二年村収入役に推され十有五年間勤続して村財政の整理向上に貢献し昭和二年更に推されて助役に當選し爾來再選又三選現に尙奉職して孜々村政の改善發達に努力し傍ら或は信用組合専務理事として或は農會副會長として或は溜池普通水利組合議員として盡瘁せる功績顯著にして洵に公吏の模範なり仍て本會は長橋村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一箇を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

上北郡六戸村

遠藤トク殿 明治三十三年生

資性溫順明治四十四年父母と共に原籍福島縣より現住地に移住して農業に從事せるが不幸にして母に死別し父亦宿病再發して勞働不如意となれるにも拘はらず朝夕耕作に奮闘の傍ら養蠶養鶏の副業に従ひ又病人の看護と幼妹の撫育を怠らず屢々良縁ありたるも固辭して受けず一意家運の挽回に努力すること十有五年事業着々として成り郷黨を感化せるの功大なるものあり洵に婦人の模範とするに足る仍て本會は六戸村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

下北郡大畑町

平野慶太郎殿 明治十一年生

舊會津藩士平野豊次郎氏の長男に生れたるも父は君の出生前家を出でゝ還らず一家は祖母と母との三人暮らしなりしが貧窮其の極に達して母は他に再嫁し七歳の時更に祖母に死別して全く天涯孤獨の身となり縁ありて同村淺沼家に養はれたるが家計豊かならざりしを以て晝は日傭となり夜は菓子類を行商して家計を助け長するに隨ひ漁夫として北海道樺太に身を賣り日露戰役に從軍して勳功あり此頃多年失踪の父豊次郎氏が落魄して歸り来れるに會し克く扶養せしも養母との折合面白からず遂に再び去つて北海道に客死せり斯の如く精神的物質的にも具さに辛苦艱難を嘗めたるも不撓不屈益々家業に勵精し大正十三年養母の中風症に罹るや全力を擧げて日夜看護し十有餘年一日の如く其の奮闘と孝心の厚き洵に郷黨の模範なり仍て本會は大畑町長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

同 奨勵之部  
獎勵狀

南津輕郡藤崎町

富谷とき殿

大正五年生

資性溫順十五歳にして幼弟三人と共に母に死別するや繼母來りて更に一子を擧げしが父の素行修まらずして殆ど家に歸らす昭和六年夏より貧窮洗ふが如きに鑑み十六歳の身を以て敢然或は燒芋を賣り或は花賣りをなして二弟を小學校に入學せしむると共に父の改心を祈りつゝ繼母に仕へ昭和八年父の失踪に加へて繼母は乳兒を残して離縁するや之を養育せんとすれば行商成らず行商せんとすれば乳兒の養育成らざるの絶對窮境に陥り苦悶二ヶ月遂に去りし繼母に交渉し毎月養育料を贈りて養育を依頼せしが昭和九年乳兒死亡しこれより先き長弟徒弟奉公に出でし爲め今や二弟と三人暮らすとなり雨の日風の夜も一日として行商を休むなく其の雄々しき奮闘は郷黨を擧げて感ぜざるものなし洵に處女の龜鑑なり仍て本會は藤崎町婦人會長殿の推薦に依り茲に之を獎勵し金一封を贈呈して益々奮勵努力を祈る

昭和九年十一月三日

昭和謝恩會

第十五回發表 表彰之部

表彰狀

青森市大字堤町

近藤善吉殿

明治十年生

資性溫厚にして思想堅實家業の傍ら常に克く公共事業に奔走し明治四十年堤町博勞町委員に推され大正四年副總代となり前後二十有九年間勤續大正四年諏訪神社氏子總代人となり同六年青森商工會議所議員に當選し昭和二年青森山常光寺檀徒總代人となり同年以来或は賞勳局より或は本縣知事より或は本巿長より數回表彰せらるゝ等其の善行寔に郷黨の模範とするに足る仍て本會は青森市長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

青森市大字堤町

沼田磯吉殿

明治十四年生

資性溫厚にして實直不撓不屈家業の海產物竹輪製造に刻苦精勵して今日の盛運を致し傍ら社會公共の事に奔走して昭和七年堤町博勞町委員に推され又堤川改修期成會理事として會計係を兼ね盡瘁せるところ尠からず更に公民として多年納稅完納の義務を繼續しつゝある等定に郷黨の模範とするに足る仍て本會は青森市長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

青森市大字博勞町

佐藤三左衛門殿

安政五年生

資性溫厚にして熱誠明治二十年青森町役場書記を拜命し市政施行後も同三十四年迄勤續し同年銀行員となり昭和六年迄勤續せり又此の間明治二十年より同四十三年迄二十三ヶ年青森消防組第四部小頭となり更に明治四十年より二期間青森市會議員に當選し同四十三年諏訪神社氏子總代人となりて今日に及べり其の他町内委員火防衛生組合役員等社會公共の爲に貢献せるもの頗る顯著にして寔に鄉黨の模範とするに足る仍て本會は青森市長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

西津輕郡川除村

中野廣之助殿

明治二十六年生

資性溫厚篤實明治四十二年父祖の業を繼ぎて小作農に從事し『農家は自作し得る範圍内の耕地を所有せざる可らず』を目標と

して或は早稲を勵行に或は品種の選擇等に銳意改良を怠らず更に副業として養鶏を始め餘暇を利用して自ら採卵を五所川原木となり専心村の自力更生に寝食を忘れ昭和九年優良品種『川除一號』を作りて非常の好評を博し現に尙其の職に奮勵努力しつゝあるは寔に鄉黨の模範なり仍て本會は川除村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

西津輕郡舞戸村

山下茂三郎殿

明治二十七年生

資性溫厚篤實大正四年鰐澤町役場書記拜命以來二十年間歴代の町長を補佐し又同僚を援助して一般事務の整理向上に貢献的努力を爲し其の功勞顯著なるものあり寔に公吏の模範とするに足る仍て本會は鰐澤町長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一箇を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

西津輕郡森田村

島田きゑ殿

明治四年生

資性温良にして夙に貞淑の譽あり大正八年良人に死別以來刻苦勵精家政を整理して遺兒六人の教養に努め内二人を東京帝大的學士たらしめ其の他の男子も相當獨立せしめ女子亦各良縁を得せしむるに至りたるは縱令亡夫遺産多少ありしとは云へ要するに力自の異なる苦心慘憺の賜に外ならずと謂ふべく現に尙長子を助けて家業に精進しつゝあるは定に賢母の模範とするに足る仍て本會は森田村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

西津輕郡大戸瀬村  
古川サダ殿  
明治十九年生

資性温良にして貞淑酒豪の良人を補佐して各地に轉勤し教育者として三十有餘年を無事経過するを得せしめ昭和六年良人脳溢血に因り全身不隨となりし以來食事藥用は言ふに及ばず排泄物取扱身体の清潔等一身に引受け殊に發言不能なる良人の口唇を見て其の意中を判断し只管其の及ばざらんを恐れ蒲柳の質をも顧みずして全く恢復の光明を失へる良人に對し誠心誠意看護に努力し傍ら家政を整理する等定に貞婦の模範とするに足る仍て本會は大戸瀬村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

中津輕郡清水村  
成田清太郎殿

明治十六年生

資性温厚にして明敏事に當るや誠實公平自己を捨てゝ盡瘁するを常とす初め志を國民教育に立て師範學校を出でゝ小學校教員となり在職二十有三年教導感化の實校の内外に及ぶ大正十三年全村の輿望を負ひ清水村長に就任現に尙其の職に在り精勵恪勤治績大いに舉り昭和三年多年の難問題とせられし弘前市との境界變更を談笑の間に解決せしめたるを始め村基村財產の増殖に學校教育の充實向上に農事の改良發達に貢献せるところ頗る顯著なるものあり其の他清水村外九ヶ村學校組合長青森縣町村長會中津輕郡分會長清水村農會長を兼ね一般社會公共の爲に努力しつゝある等定に自治公吏の模範なり仍て本會は清水村助役殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

中津輕郡高杉村  
藤田嘉一郎殿

明治十七年生

資性温厚篤實大正三年獨孤購買販賣信用組合の創立せらるゝや組合長に推され爾來二十有餘年間勤績して今日の盛況を致さしめ同十四年高杉村會議員に當選し繼續して現に其の職に在り更に昭和八年學務委員に舉げられ青年團青年訓練所處女會等にも全力を擰げ屢々私費を投じて之を鼓舞指導する等各方面に亘りて盡瘁貢献するところ頗る大なるものあり定に郷黨の模範とす

るに足る仍て本會は高杉村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

中津輕郡堀越村

佐藤サヨ殿

資性温良にして貞淑大正六年十八才にして佐藤家に入り二十二歳良人の失明に遭ひ一家忽ち赤貧洗ふが如かりしにも拘はらず奮然晝は日雇労働に夜は藁細工に從事して不具の良人と病弱の養母並に三兒を扶養すること十餘年一日の如く現在夫婦の間に五男三女を有し養母を加へて十一人の大家族が克く團樂して近隣美望の的となり寔に節婦の模範とするに足る仍て本會は堀越村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

南津輕郡町居村

葛西慶造殿

明治二十八年生

資性温厚篤實夙に國民教育に志して小學校教員となり大正三年以來在職二十有二年終始一貫孜々として實踐躬行兒童の教育

感化に努め傍ら在郷軍人分會の理事たること六年分會長たること十二年現在其の顧問たるが此の間多額の私費を投じて日清日露兩戰役の記念碑を建設し更に村内中央の用水池を改修して中鳩を築き軍人勅諭拜受五十年記念碑を建設すると共に五訓に因む五本の樹木を植栽し池中には觀賞と實益を兼ねたる養鯉事業を開始せり更に青年訓練所の指導員となり同所が模範青年訓練所として本縣知事より二回表彰せられ又青年團の精神の修養教練の指導に盡瘁し同團をして郡青年團長より二回優勝旗を授與せらるゝに至れる等定に教育家の模範とするに足る仍て本會は町居村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

南津輕郡尾上村

船越敏一殿

明治三十五年生

資性温良にして勤勉大正十一年騎兵第二十三聯隊に入營し上等兵に進み下士適任證を授與せらる除隊後自作農業に精勵し村農事改良組合創設に當りて率先同志を糾合して銳意農事の改良に努め昭和六年の凶作には水稻段當り三石三斗同九年の凶作には同じく三石五斗の收穫を得たり又在郷軍人分會副會長に推され消防組員として防火宣傳に盡瘁する等寔に良兵良民の模範とするに足る仍て本會は尾上村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し懷中時計一箇を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

資性温厚にして品行方正大正十年村役場書記拜命以來勸業衛生統計事務を擔任し殊に統計事務に對しては從來の形式的を改めて實際的のものたらしめ又農事改良組合員其の他の關係者と協力して産業開發に貢献すること十有餘年現に尙其の職に勤精しつゝあり寔に公吏の模範とするに足る仍て本會は尾上村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一箇を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

南津輕郡尾上村

相馬圓次郎殿

明治八年生

北津輕郡中川村

其田長六殿

明治四十二年生

資性温厚にして思想堅實昭和三年郡青年團の模範團員として表彰せられ同五年推されて櫻田分團長に就任するや先づ團員の共同精神を涵養せしむべく毎日一回神社に集合して種々の行事を行ひ同七年團員集會所の設置を志し青年訓練所及補習學校の休日を利用して協同一致糞細工等の勞力に依り百餘圓の資金を作り更に全部落及村當局を勸説して其の補助を仰ぎ同八年遂に集會所兼共同作業場の新築を見るに至り現在製繩機四臺製糞機一臺を据えて毎週水曜日を團員の作業日とし又理髮器具を備へて日曜日を部落民の無料理髮日と定め尙毎夜二名交代に部落の夜警を擔任せしめつゝある等其の指導統制宜しきを得たる結果

にして寔に現代青年の模範なり仍て本會は中川村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し懷中時計一箇を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

北津輕郡七和村

阿部周太郎殿

明治三十年生

資性温厚にして實直羽野木澤小學校尋常科卒業と同時に同校の小使となり家業を補ひ忠實勤勉校内外の信望を博し大正六年役場小使に轉じ同時に父を學校小使に推薦せしが數年前父老衰せるを見るや自己の妻を以つて交代せしめ現に夫婦共に小使として其の職に勤精し以て老父母に孝養を盡しつゝあり勤續二十有六年役場の活字引として珍重せられる等寔に傭人の模範とするに足る仍て本會は七和村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

### 表彰狀

北津輕郡金木町

田中與之助殿

明治二十四年生

資性温厚にして堅實大正十年金木町役場小使となり忠實勤勉十有餘年一日の如く現に尙其の職に在り家庭には四男二女を有し資産として唯一の家屋あるのみなるにも拘はらず克く扶養の義務を完ふしある等寔に他の模範とするに足る仍て本會は金木町長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

下北郡佐井村

松谷さゑ殿

明治十七年生

資性温良にして貞淑明治四十二年松谷家に嫁したるが幾もなく良人は日露戰役の負傷因を成して諸病を併發し常に醫藥に親しみ家計容易ならざる中に在りて粉骨碎身良人を慰め老父母を養ふこと二十有餘年一日の如く昭和八年及九年老父母相次ぎて病没するや貧窮の中にも總て自力で以て處理し一面瀕死の良人を看護の傍ら一子の就學を繼續せしめ而かも偶々金品の贈與を受くる事あれば労力を以て酬ひ又祭費等の免除を肯んぜざる等洵に節婦の模範とするに足る仍て本會は佐井村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

下北郡川内町

横山まる殿

慶應二年生

資性温良貞淑明治四十年以來病夫に仕へて其の意に違背するなく又子女の喧騒を厭ふを知り特に之を別居せしめ自ら近村に行商して家計を助くること二十有餘年一日の如く以て病夫をして晩年を平靜に其の天命を終らしむ尙神佛を敬信するの念厚く盡瘁するところ尠からざる等洵に貞婦の模範とするに足る仍て本會は川内町長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

表彰狀

三戸郡向村

坂本長太郎殿

慶應三年生

資性快活にして苟も企劃したる事は之を貫徹せざれば止まざるの概あり明治二十一年向村外二ヶ村戸長役場の筆生を振出しに或は收入役となり或は區會議員學務委員村會議員等となり明治三十三年地元部落に矯風會を組織して風紀の改善と勤儉の鼓吹に努め傍ら苹果の栽培を獎勵したる結果現今『和樂林檎鄉』の稱を得るに至り昭和三年縣農會長より農事篤志者として表彰せらる同年三戸郡林檎出荷組合聯合會を設立して其の顧問に推さるゝ等村の自治及產業の開發進展に盡瘁せらるゝこと數十年一日の如く寔に郷黨の模範とするに足る仍て本會は向村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一組を贈呈して聊か感謝の意を表す

表 彰 状

三 戸 郡 田 部 村

久 保 田 チ ョ 殿

明 治 三 十 四 年 生

資性温良にして貞淑大正八年分家に子なきを以て本家より入りて其の養女となり後婿養子を迎へて農業に従事す家計素より豊ならざるに養父は十年以前より中風症の爲に身体の自由を失ひ更に四年以前より良人亦病床の人となり一家中勞働に耐へる者唯一人となりしにも拘はらず未だ曾て病者の前に憂色を現はしたる事なく以て朝夕は看護に日中は農事に精勵して孝貞を怠らざること十年一日の如し寔に節婦の模範とするに足る仍て本會は田部村長殿の推薦に依り茲に之を表彰し金一封を贈呈して聊か感謝の意を表す

同 奨 勵 之 部

獎 勵 狀

東 津 輕 郡 新 城 村

柿 崎 宇 之 吉 殿

大 正 二 年 生

資性温厚にして思想堅實日雇業者の貧家庭に生れ十一才にして父に死別し老祖母と盲目同様の母を相手に辛うじて尋常小學校を卒業したるが此の間通學以外には必ず母と共に羹細工や畑仕事に従事するを日課とす十七歳頃より露領其他へ出稼を爲し得たる賃金は其の儘母に預けて家計に充て現在二十三歳に至るも始終一貫變るなく以て老母を慰安し弟妹を愛撫しつゝある等學村賞揚せざるなし寔に青年の模範とするに足る仍て本會は新城村長殿の推薦に依り茲に之を獎勵し金一封を贈呈して益々奮勵努力を祈る

昭和十年四月二十九日

獎 勵 狀

昭 和 謝 恩 會

西 津 輕 郡 鰐 ケ 澤 町  
神 德 藏 殿

大 正 二 年 生

資性温厚篤實にして社會奉仕の念に富み家業に精勵の傍ら青年訓練所に入り昭和八年修了後に於ても一日の欠席なく指導誘掖に盡し更に同志と共に修養會を創立し毎週一回月曜日を奉仕日と定め各自の家業終了したる後相携へて神社佛閣の境内及道路等の清掃をなすのみならず青年團消防組軍人分會等にも關係し副業獎勵の一方方法として家兔を飼育繁殖せしめ之を同志の者に無償配付する等寔に青年の模範とするに足る仍て本會は鰐ヶ澤町長殿の推薦に依り茲に之を獎勵し懷中時計一箇を贈呈して益々奮勵努力を祈る

## 獎 勵 狀

西津輕郡森田村

長内貞作殿

大正四年生

資性温厚にして昭和四年同郡鳴澤村より原田定一氏に年季奉公して以来現在に至る常に克く影日向なく主家の爲に働き傍ら森田農業補習學校に入り一日の欠席なく目下研究科三學年なるが尙青年訓練所の充闇若くは演習には必ず數日前より餘分に労働して主家に支障を來さしめざるを常とする等寔に傭人の模範とするに足る仍て本會は森田村長殿の推薦に依り茲に之を獎勵し懷中時計一箇を贈呈して益々奮勵努力を祈る

## 獎 勵 狀

中津輕郡高杉村

岩淵儀助殿

明治四十三年生

資性温厚篤實九才にして父に死別し通學の傍ら母と共に老祖母に孝養を盡し小學校卒業後は只管農事の實地研究に從事して昭和五年二重温床設置方法の發表を爲し同十年品行方正勤儉力行克く青年の本分を完ふしたる廉を以て孰れも郡青年團長より表彰せられし等寔に青年の模範とするに足る仍て本會は高杉村長殿の推薦に依り茲に之を獎勵し懷中時計一箇を贈呈して益々奮

勵努力を祈る

## 獎 勵 狀

北津輕郡嘉瀬村

木村金利殿

大正元年生

資性温厚にして勤直二歳にして父に死別すると同時に母に生別叔父母の手に依り尋常小學校を卒業し農業に從事し失明の叔母に孝養を盡し青年訓練所に入りては昭和六年文部省社會教育局より表彰せらる又常に農事改良に意を注ぎ昭和九年の冷害にも尙六俵二斗の收穫を得て全村を驚歎せしめしに満足せず報恩祈願式には更に同志十二名と共に稻作增收の計畫を樹てゝ神前に努力を誓ふ現に嘉瀬青年團第一分團長として部下百數十名を指導し其の成績大に見るべきものある等寔に現代青年の模範なり仍て本會は嘉瀬村長殿の推薦に依り茲に之を獎勵し懷中時計一箇を贈呈して益々奮勵努力を祈る

## 第九回臨時發表 表彰之部

## 表 彰 狀

元軍馬補充部三本木支部耕手

櫻田重助殿 明治十九年生

品行方正にして軍馬補充部三本木支部傭人となり耕手拜命本年四月解傭勤續實に二十有三年此の間勤務精勵にして積年の功顯著なるものあり寔に衆の模範とするに足る仍て本會は三本木支部長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一箇に金一封を副へて贈呈し聊か感謝の意を表す

昭和十年五月八日

昭和謝恩會

表彰狀

軍馬補充部三本木支部耕手

中野渡吉司殿 明治二十五年生

品行方正にして軍馬補充部三本木支部傭人となり牧手拜命爾來勤續實に二十有二年勤務精勵にして積年の功顯著なるものあり寔に衆の模範とするに足る仍て本會は三本木支部長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一箇に金一封を副へて贈呈し聊か感謝の意を表す

表彰狀

元軍馬補充部三本木支部耕手

佐々木萬吉殿 明治十六年生

品行方正にして軍馬補充部三本木支部傭人となり耕手拜命本年四月解傭勤續實に二十有一年此の間勤務精勵にして積年の功顯著なるものあり寔に衆の模範とするに足る仍て本會は三本木支部長殿の推薦に依り茲に之を表彰し銀杯一箇に金一封を副へて贈呈し聊か感謝の意を表す

昭和十年五月八日

昭和謝恩會

附 錄

-52-

## 財團法人昭和謝恩會寄附行為

### 第一章 總 則

### 第二章 資 產

第一條 東京赤坂區青山高樹町三番地苦米地義三は別紙目  
錄の資産金五萬圓を寄附し本寄附行為により財團法人を  
設立す但し寄附金は不動産又は有價證券を以て拂込に代  
ふる事を得此場合收益其年額金貳千圓に達せざるときは  
設立者は現金を以て毎年之補ふものとす

第二條 本法人は財團法人昭和謝恩會と稱す

第三條 本會は寄附者の出身地たる青森縣内に於て善行を表  
彰し且つ善行を獎勵し社會、人心の改善に貢献するを以  
て目的とす

第四條 前條の目的を達する爲め左の事業を行ふ

一、表彰 一、講演 一、其他諸種の事業

第五條 本會の事務所は青森縣上北郡藤坂村大字相坂字長漕  
九番地四號に置く

十一日に終る

### 第三章 顧問及び役員

### 第四章 評議員會

第六條 本會の資產は基本財產其他の資產より成る  
第七條 基本財產は之を永遠に保管し如何なる事情ありと雖  
も費消することを得ず

第八條 基本財產の管理及び維持方法に就きては現金又は有  
價證券は之を確實なる銀行若くは信託會社に預入れ不動  
產は理事長之を管理し最善の維持方法を講ずるものとす  
第九條 本會の事業經營上所要の經費は基本財產より生ずる  
收入及び其他の雜收入を以て之に充つ

第十條 第一條の寄附金、使途を指定せざる寄附金及歲計剩  
餘金は之を基本財產に編入す、但し歲計剩餘金の一部分  
に限り之を翌年度に繰越すことを得

第十一條 本會の會計年度は毎年八月一日に始り翌年七月三

事を兼ねる事を得す

第十八條 監事は資產及び事業を監査す

第十九條 理事長は左記の者を評議員に囑託す

#### 一、理 事

一、設立者の選定したる者拾名以内

第二十條 評議員は評議員會を組織し重要事項を審議す

第二十一條 監事並に設立者に於て選定したる理事及び評議  
員の任期は三ヶ年とす但し欠員を生じたるときは直に補  
充するものとす

補欠者の任期は前任者の殘任期間とす

第二十二條 理事、監事、評議員の任期満了の場合には其後  
任者の就職する迄は前任者に於て其職務を行ふ

### 第五章 理 事

第二十三條 評議員會は毎年八月理事長之を招集す但し必要  
と認むる時は臨時之を招集することあるべし

第二十四條 評議員會の議長は理事長之に任す

第二十五條 評議員會に於て決議すべき事項左の如し

第十六條 理事は左の事項につき審議處理す

一、基本財產並に他の資產の管理に關する事項

一、本事業の實施に關する事項

第十七條 監事は評議員會に於て評議員中より之を選定す、  
但し第十九條に依り理事より囑託せられたる評議員は監

-53-

一、本財團の事業方針に關する事項

一、豫算又は決算に關する事項

一、其他必要なる事項

主務官廳の認可を以て變更することを得

第三十二條 前條の評議員會は議員全員の三分の一以上出席し其四分の三以上の同意あるを要す

第二十六條 會議は評議員の半數以上出席するに非らざれば開會する事を得ず但し再度招集するも尙半數に達せざる時は此限りに非らず

第二十七條 議事は本寄附行爲に於て第三十一條に定めたる場合を除くの外出席者の過半數を以て決す可否同數なるときは議長之を決す

第二十八條 評議員會の決議録には議長及び出席議員一名之に署名す

附 則

第三十三條 本寄附行爲に規定したる設立者の職務權限は其代々の家督相續人之を繼承す

第三十四條 本寄附行爲施行に關する細則は評議員會の決議を經て別に之を定む

第五章 解散、變更

第二十九條 本會は設立者及び評議員全員の同意に依り主務官廳の認可を得て解散することを得

第三十條 本會を解散したる時は其殘餘財產は民法第七十二條の規定に依り之を處分す

第三十一條 本寄附行爲は設立者及び評議員會の同意に依り

財團法人昭和謝恩會寄附行爲施行細則

第一條 本會は御即位禮を奉祝し御聖恩の萬一に報い奉らんが爲め記念として昭和三年十一月十日苦米地義三之を設立す（此事業は苦米地家の永久記念なるを以て不動産と有價證券にて金五萬圓に相當する資金を寄附し財團法人の設立を申請し昭和四年二月十三日文部大臣より許可せらる）

第二條 本會は財團法人昭和謝恩會と稱し事務所を青森縣上北郡藤坂村大字相坂字長溝九番地四號に置く

第三條 本會は設立者の出身地たる青森縣内に於て善行者を表彰し且つ善行を獎勵し以て社會教化に貢献するを目的とす

第四條 本會は前條の目的を達する爲め左の事業を行ふ

一、表彰 一、獎勵 一、講演

第五條 表彰及獎勵には金圓若しくは物品を贈り或は印刷物を利用して其事蹟を發表す

第六條 講演は毎月約十回一年約百回の豫定にて之を行ふ又印刷物は天長節及明治節の前後に之を發行す（紀元節前後に於ても發行することあるべし）

第七條 善行者は各市町村長各學校長各團休長に依頼して選拔し理事會之を諮詢す

第八條 表彰及獎勵は毎年天長節及明治節に之を行ひ各市町村長に依頼して之を傳達す（紀元節にも行ふことあるべし）

第九條 本會の資產に關する事項は寄附行爲に規定せらる

第十條 本會の經費は事業遂行上所要に應じて基本金より生ずる收入を以て之に充つ

第十一條 前條の經費は當分毎年金參千圓以内とし歲計剩餘金は之を基本金に編入して増殖す

第十二條 豫算案は理事長と打合せの上常務理事前年度末に

之を編成す又決算案は會計擔任理事翌年度始に之を作成す

要に應じて文書を以て評議員の意見を聽取することある  
べし

第十三條 本會の役員に關する事項は寄附行爲に規定せらる

第十四條 本會に左の役員を置く

一、理事五名 内一名理事長一名常任理事一名會計擔任  
理事

一、監事二名 一、評議員若干名

又顧問を推戴して其指導を仰ぎ講演の爲めに講師を嘱託  
す

第十五條 理事長は本會を經營し其維持と進展とに就き最善  
の方法を講ずるものとす

第十六條 常務理事は理事長の委任により事業達成の任に當  
り事務を處理す會計擔任理事は常務理事と協議して會計  
の事務を掌理す

第十七條 本會は隨時理事會を開き事業施行に關する事項を  
協議す

第十八條 評議員會に關する事項は寄附行爲に規定せらる

第十九條 本會は事業の方針及其施行に關する事項につき必  
要に應じて文書を以て評議員の意見を聽取することある  
べし

|     |       |       |       |       |         |           |
|-----|-------|-------|-------|-------|---------|-----------|
| 理事長 | 事(常務) | 江 泰 一 | 苦 藤 三 | 金 源 三 | 加 藤 三   | 苦 米 地 義 三 |
| 監理事 | 事(會計) | 澤 豊 郎 | 米 一 郎 | 江 渡 郎 | 西 喜 三 郎 | 大 佐 郎     |
| 監理員 | 事     | 地 一 郎 | 地 三 郎 | 澤 一 郎 | 西 三 郎   | 苦 佐 郎     |
| 評議員 | 事     | 四 郎   | 四 郎   | 四 郎   | 四 郎     | 米 佐 郎     |
| 評議員 | 事     | 雄 一 郎 | 雄 三 郎 | 澤 一 郎 | 喜 三 郎   | 岩 佐 郎     |
| 評議員 | 事     | 善 一 郎 | 善 一 郎 | 佐 一 郎 | 佐 一 郎   | 苦 佐 郎     |
| 評議員 | 事     | 樓 三 郎 | 樓 三 郎 | 澤 一 郎 | 澤 一 郎   | 江 佐 郎     |
| 評議員 | 事     | 隆 三 郎 | 隆 三 郎 | 源 一 郎 | 源 一 郎   | 加 佐 郎     |

昭和十年七月二十日印刷 (非賣品)

昭和十年七月二十五日發行

|      |          |                           |
|------|----------|---------------------------|
| 編輯人兼 | 加藤源三     | 青森縣上北郡鹽坂村大字相坂<br>字長瀬九番地四號 |
| 發行人  | 柴田吉五郎    | 青森市長島三番ノ二號                |
| 印刷所  | 東奥日報社印刷部 | 青森市長島三番ノ二號                |
| 電話   | 一〇四三番    | 青森市長島三番ノ二號                |
| 發行所  | 昭和謝恩會    | 青森市長島三番ノ二號                |

終

